11　この共生型放課後等デイサービス給付費については、児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を１以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ１以上配置した場合　181単位

ロ　児童発達支援管理責任者を配置した場合　103単位

ハ　保育士又は児童指導員を配置した場合　78単位

2　家庭連携加算

イ・ロ　（略）

注　指定放課後等デイサービス事業所等において、指定通所基準第66条、第71条の２において準用する指定通所基準第54条の２第１号、第54条の３第２号若しくは第54条の４第４号又は第71条の３の規定により指定放課後等デイサービス事業所等に置くべき従業者（以下この第３において「放課後等デイサービス事業所等従業者」という。）が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児の居宅を訪問して就学児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、１月につき２回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

2の2　事業所内相談支援加算　35単位

注　指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、１月につき１回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に２の家庭連携加算又は３の訪問支援特別加算を算定している場合は、算定しない。

3　訪問支援特別加算

イ・ロ　（略）

注　指定放課後等デイサービス事業所等において継続して指定放課後等デイサービス等を利用する就学児について、連続した５日間、当該指定放課後等デイサービス等の利用がなかった場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該就学児の居宅を訪問して当該指定放課後等デイサービス事業所等における指定放課後等デイサービス等に係る相談援助等を行った場合に、１月につき２回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

4　利用者負担上限額管理加算　150単位

注　指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第71条又は第71条の２において準用する指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、１月につき所定単位数を加算する。

（新設）

2　家庭連携加算

イ・ロ　（略）

注　指定放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第71条の４において準用する同令第54条の６から第54条の８までの規定による基準該当放課後等デイサービス事業所を除く。以下「指定放課後等デイサービス事業所等」という。）において、指定通所基準第66条又は第71条の２の規定により指定放課後等デイサービス事業所等に置くべき従業者（以下この第３において「放課後等デイサービス事業所等従業者」という。）が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児等の居宅を訪問して就学児等及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、１月につき２回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービス（以下「指定放課後等デイサービス等」という。）を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

2の2　事業所内相談支援加算　35単位

注　指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児等及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、１月につき１回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に２の家庭連携加算又は３の訪問支援特別加算を算定している場合は、算定しない。

3　訪問支援特別加算

イ・ロ　（略）

注　指定放課後等デイサービス事業所等において継続して指定放課後等デイサービス等を利用する就学児等について、連続した５日間、当該指定放課後等デイサービス等の利用がなかった場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該就学児等の居宅を訪問して当該指定放課後等デイサービス事業所等における指定放課後等デイサービス等に係る相談援助等を行った場合に、１月につき２回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

4　利用者負担上限額管理加算　150単位

注　指定放課後等デイサービス事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第71条において準用する指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、１月につき所定単位数を加算する。